

対馬版海洋保護区の設定推進について (概要版)



目次	対馬版海洋保護区の設定推進について	1 ページ
	対馬の海を適切に管理するために！	2 ページ
基本計画	対馬海洋保護区しまうみ管理計画の概要	3 ページ
実行計画 1	対馬市水産資源管理計画【磯資源】の概要	4 ページ
実行計画 2	対馬市対馬沿岸藻場再生計画の概要	5 ページ

対馬市 農林水産部 水産課

【連絡先】

〒817-8510
長崎県対馬市厳原町国分1441番地
対馬市 農林水産部 水産課

[TEL] 0920-53-6111
[FAX] 0920-53-6122
[E-mail] suisan2@city-tsushima.jp

対馬版海洋保護区の設定推進について

1 対馬は、豊かな海に囲まれている！

- ・対馬の海は多くの魚の通り道
(ブリ、アジ、サバ類等)
- ・日本の重要魚種の産卵場所であり漁場
(マアジ、マサバ、スルメイカ等)

なぜ豊かな海なのか

- ・産卵場である東シナ海と対馬暖流でつながっている。
- ・植物プランクトンを産み出す対馬渦
- ・浅い海も深い海ある多様な環境 等

2 対馬の海に迫る危機!!

厳しい現状

- ・漁獲量の減少
(約4万7千トン→約1万4千トン)
- ・漁業者の高齢化、担い手の不足
(約8千人→約4千2百人)

原因

- ・過剰な漁獲
- ・漁場の競合
- ・海洋環境の変化
- ・生産コストの上昇 等

3 対馬の海を守るために！

対馬版海洋保護区の設定を推進しています。

豊かな海を子どもたちに残していくために、対馬の海の大切さを多くの人々に伝え、漁業者、市民、行政等が一体となり、対馬沿岸の海洋生態系の豊かさと重要性を守っていく区域として！

【区域】

- ・環境保護のために漁業活動を禁止する区域ではなく、持続的に水産資源を活用するために適切に管理する区域です。
- ・旋網、底曳網の操業禁止区域ではなく、資源の持続的利用のために、関係者が協議して共に管理していく協定を結ぶ区域です。

【メリット】

- ・適切な資源管理による乱獲防止
- ・持続可能な漁業の確立
- ・貴重な海洋生物の保全
- ・資源管理型漁業による付加価値向上
- ・島の子どもたちの誇りの醸成 等

対馬の海を適切に管理するために！

対馬海洋保護区設定推進の取組として、まずは対象海域を共同漁業権海域からスタートし、次の段階として、すでに漁業管理が実施されている海域や沖合い海域へ対象海域を広げていくことを視野に入れています。また、以下の計画により、対馬の海の適切な管理に取り組みます。

基本計画

対馬海洋保護区しまうみ管理計画



▶本計画は、将来にわたって対馬近海の豊かな海洋資源の恵みを楽しむことができるよう、資源量の維持あるいは回復につながる資源管理や生物多様性の保全管理を実施するとともに、漁業者の生活の安定、向上を図ることを目的として、そのための目標、対象海域、管理体制等を示した基本計画です。

▶本基本計画に基づき、以下の実行計画に取り組みます。

【対象海域】



まずは、共同漁業権海域からスタート！



島外漁業者の理解を得ながら、将来的には、対馬基線から12海里沖合までを対象海域とすることを目指します！

実行計画1

水産資源管理計画【磯資源】

対馬市
水産資源
管理計画
【磯資源】



【磯根資源の適切な管理と利用】

▶島内12漁協の第一種共同漁業権行使規則に記載されているアワビ、サザエ、ヒジキ等の水産資源全22種の水揚げデータを収集、整理し、情報共有等を行う、モニタリング計画です。

▶島内12漁協の第一種共同漁業権行使規則を一覧表にまとめ、本計画の資料として添えて、可視化することで、各漁協の適切な資源管理の取組を広く周知・共有します。

両輪

実行計画2

対馬沿岸藻場再生計画

対馬市
対馬沿岸
藻場再生
計画



【対馬沿岸の藻場の保全と再生】

▶漁業者、市民、行政等が一体となって、対馬沿岸の藻場の保全・再生に取り組む計画です。

▶本計画では、藻場の保全、藻場の再生、モニタリング、磯焼けの原因究明、情報発信・共有、人材育成・確保の6項目を短期、中期、長期の3期間に分け、取組内容、時期を明確にして取り組みます。



1 はじめに

(1) 現状

対馬市の基幹産業である漁業の水揚げは年々減少し、1982年（S57）のピーク時に約4万7千トンあった水揚げは、現在では約1万4千トンと3分の1にまで落ち込んでいます。その要因として、漁業者の高齢化、後継者不足、資源の減少等があげられます。

(2) 方向性

- ▶ 対馬市が目指す「海洋保護区」は禁漁区を意味するものではなく、魚種や漁法毎に対応したきめ細かいルールに基づく資源管理型漁業が行われる区域です。
- ▶ この海洋保護区を維持発展させるためには、例えば産卵期の魚や幼魚を獲り過ぎないための取り決めや仕組みに基づいて漁業を行うほか、保護区内の海洋環境や水産資源の保全方策なども求められます。
- ▶ より良い海洋保護区として管理するため、漁業関係者だけでなく専門家、流通関係者、そして対馬市民を含めた「オール対馬」で取り組みます。
- ▶ 対馬市は子どもから大人まで「素晴らしい海を持つ対馬を盛り上げよう」をモットーに「海洋保護区」の導入を目指します。



2 海洋保護区しまうみとは

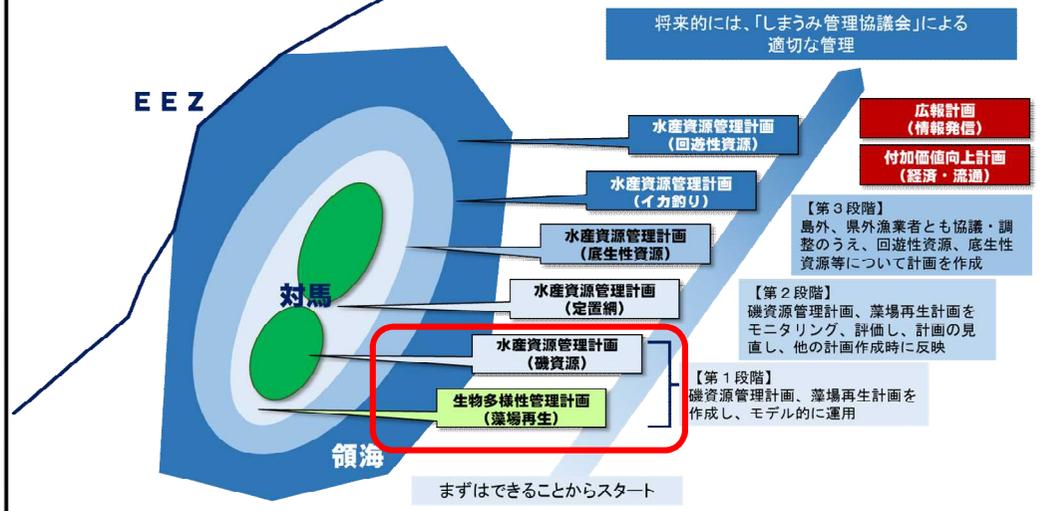
(1) 目的

対馬近海の海洋資源の重要性を認識し、その保全の必要性を周知するほか、将来にわたって対馬近海の豊かな海洋資源の恵みを楽しむことができるよう、資源量の維持あるいは回復につながる資源管理や生物多様性の保全管理を実施するとともに、漁業者の生活の安定、向上を図ることを目的とします。

(2) 目標

- ▶ 当初は限られた海域で関係者も比較的少ない共同漁業権海域を対象海域としますが、対馬近海の海洋資源の持続的利用と生物多様性保全を実現するためには、より広い範囲を対象とする必要があります。
- ▶ そこで、共同漁業権を対象とした管理を実施しながら、順次対象とする海域、魚種あるいは漁法を拡大していく計画とします。
- ▶ 最終的には対馬基線から12海里沖合いまでを対象海域とし、その範囲内で操業される漁業および漁獲対象となる魚種を「しまうみ」として管理することを目標とします。

3 管理拡大イメージ



4 対象海域

海洋保護区の対象海域



まずは、共同漁業権海域からスタート！

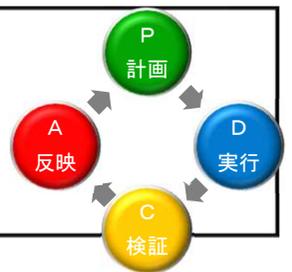
海洋保護区の目標海域



島外漁業者の理解を得ながら、将来的には、対馬基線から12海里沖合までを対象海域とすることを目指します！

5 計画の管理手法

本計画の管理を円滑に行うため、計画を策定（Plan）し、実行（Do）し、さらに得られた成果について検証（Check）を行い、検証結果を次期計画に反映（Action）するPDCAサイクルの手法を用います。



実行計画 1

対馬市水産資源管理計画【磯資源】の概要



1 水産資源管理計画【磯資源】について

(1) 目的

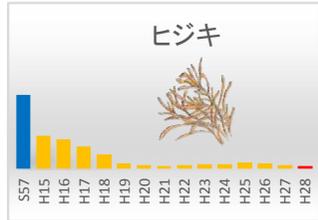
対馬の水産資源管理計画を策定し、実行、検証をおこなうことで、将来にわたって持続可能な資源の活用を目指します。

(2) 計画内容

水産資源管理計画をスタートするにあたり、現在決められている管理規則をしっかりと管理していくことを重視しています。そのため、水産資源管理計画の内容は、対馬島内の12漁協ごとに実施している第一種共同漁業権行使規則としています。

2 主な水産資源の漁獲

【アワビ】 S57：252トン⇒H28：14トン（6%）
 【サザエ】 S57：1,341トン⇒H28：738トン（55%）
 【ヒジキ】 S57：2,323トン⇒H28：85トン（4%）



※港勢調査結果より作成

3 実施期間と作業部会

(1) 期間

2018（H30）年度～2027（H39）年度（10年間）

(2) 磯資源作業部会

水産資源管理計画の実施状況の確認や、モニタリング対応については、以下の委員で構成される磯資源作業部会で実施されます。

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 厳原町漁業協同組合 | ⑦ 峰町東部漁業協同組合 |
| ② 阿須湾漁業協同組合 | ⑧ 上県町漁業協同組合 |
| ③ 美津島町高浜漁業協同組合 | ⑨ 伊奈漁業協同組合 |
| ④ 美津島町漁業協同組合 | ⑩ 佐須奈漁業協同組合 |
| ⑤ 美津島町西海漁業協同組合 | ⑪ 上対馬南漁業協同組合 |
| ⑥ 豊玉町漁業協同組合 | ⑫ 上対馬町漁業協同組合 |

（事務局：対馬市農林水産部 水産課）

4 対象とする海域と水産資源



海藻類 (9種)	アオブリ	アマブリ	オコブリ	カシメ
	テングサ	ヒジキ	ヒトエグサ	フブリ
	ワカメ			
介類 (8種)	アサリ	アワビ	イシマテ	カキ
	サザエ	トコブシ	ニテ	ハイ
その他 (5種)	イセエビ	ウニ	エムシ	タコ
	ナマコ			

- ▶対象海域は第一種共同漁業権行使規則海域とします。
- ▶対象となる水産資源は、島内12漁協の第一種共同漁業権行使規則に記載されている水産資源（全22種）です。

5 モニタリング

- ▶各協同漁業組合は、毎月20日までに水産資源管理計画の対象となっている水産資源について、前月の種別水揚量および水揚金額を事務局に提出します。
- ▶事務局は提出された水揚量および水揚金額を取りまとめ、磯資源作業部会員にモニタリング状況を報告します。



6 情報の共有と対策

- ▶磯資源作業部会は、報告されるモニタリング状況を所属する漁業協同組合の組合員に伝え、関係者間における情報共有を図ります。
- ▶必要に応じて資源回復計画を策定する等、水産資源の維持に努めます。



7 資源管理の取組の可視化

島内12漁協の第一種共同漁業権行使規則を一覧表にまとめ、本計画の資料として添えて、可視化することで、各漁協の適切な資源管理の取組を広く周知・共有します。

実行計画 2

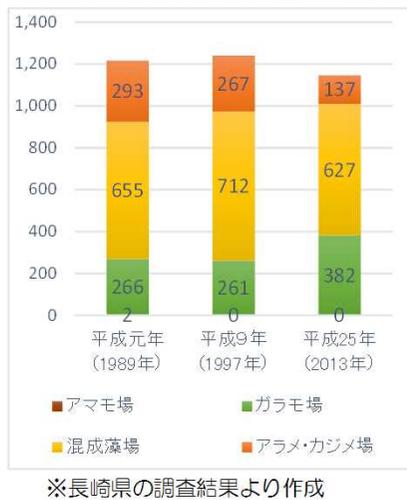
対馬市対馬沿岸藻場再生計画の概要



1 対馬沿岸の藻場の現状

▶平成10年以降、アラメ、クロメ等の大型褐藻群落の衰退が顕在化しています。
 ▶平成25年の藻場の分布状況は、西沿岸では上県町仁田以北、東沿岸では美津島町鴨居瀬以北にアラメ・カジメ場やホンダワラ類を主体としたガラモ場が残存しています。
 ▶対馬南西部の厳原管内ではホンダワラ類を主体とした藻場が一部に残存していますが、それ以外は、ほぼ磯焼け帯、貧海藻帯で食用となる有用海藻はほとんどない状況となっています。
 ▶また、島内37漁業集落を対象に行ったアンケートでは、20年前に比べて「藻場は消失し、皆無の状態になった」と回答した集落が、37集落中25集落で全体の68%を占めました。

対馬の藻場（春藻場）面積の推移



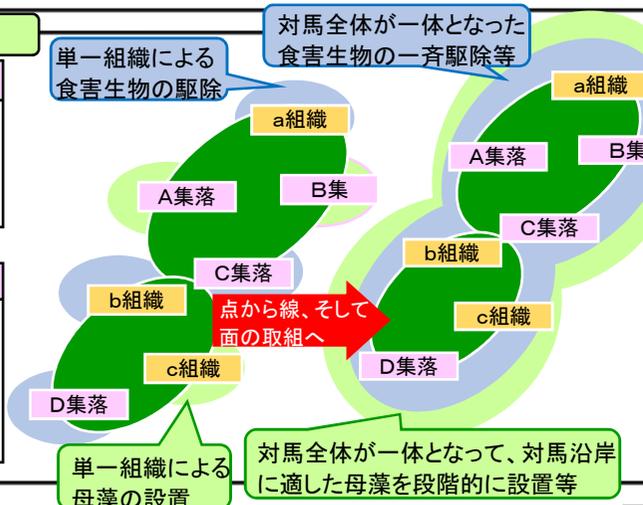
2 磯焼け対策の必要

▶藻場の保全・再生は、対馬沿岸の生態系の維持だけではなく、対馬の水産業の再生・発展にとっても重要かつ喫緊の課題です。
 ▶これまでも各漁協・集落において、主体的かつ積極的に様々な磯焼け対策、藻場の回復に取り組んでいただいておりますが、急速な藻場の衰退による磯焼けの進行を阻止するには、これまでの取組に加え、対馬全体が一体となって取り組むことが必要です。

3 取組のイメージ

これまでの取組
 単一の漁業集落・活動組織による活動で、取組スケールが小さく、ばらばらになりがちです。（点の取組）

これからの取組
 藻場再生計画に基づき、対馬全体が一体となって活動することで、取組スケールが大きくなり、高い効果が期待できます。（面の取組）



4 計画内容

(1) 目的

対馬沿岸の藻場の保全・再生及び磯焼けの原因究明に取り組み、対馬の水産業の発展と沿岸生態系の維持・回復を図ります。

(2) 目標



(3) 期間

2018 (H30) 年度 ~ 2027 (H39) 年度 (10年間)

(4) 取組

本計画では、藻場の保全、藻場の再生、モニタリング、磯焼けの原因究明、情報発信・共有、人材育成・確保の6項目（6つの柱）を短期、中期、長期の3期間に分け、取組内容、時期を明確にすることで、問題・課題の解決に円滑かつ効率的に取り組めます。

6つの柱

①藻場の保全

- ▶ イスズミ等、食害魚の除去
- ▶ 食害魚の有効活用等

④磯焼けの原因究明

- ▶ 県、大学、研究機関等との連携
- ▶ 研究結果の整理・報告書作成等

②藻場の再生

- ▶ ホンダワラ等の母藻の確保・移植
- ▶ 対馬沿岸に適した海藻の研究等

⑤情報発信・共有

- ▶ 対馬の海に関する情報発信
- ▶ 対馬の海の魅力・重要性の共有等

③モニタリング

- ▶ 漁業者へのヒアリング
- ▶ 藻場環境のモニタリング等

⑥人材育成・確保

- ▶ 専門性の高い人材の育成・確保
- ▶ 対馬の海に関する学習会の実施等

5 支援策

(1) 国県の補助事業活用

水産多面的機能発揮対策事業等、国・県の事業を活用して、藻場の保全を行う場合、市においても応分の負担による支援を行います。

(2) 市単独事業の取組

国・県の補助事業を活用できない場合であっても、藻場の保全等に有効な取組については、市において十分な精査・検討を行ったうえで予算の確保に努めます。

(3) 市民協働による活動

対馬沿岸の磯焼けは漁業者に限った問題ではなく、対馬市民全体の問題として捉え、市民参加型の活動にも積極的に取り組みます。